

## 型式指定の変更承認に係る規定の見直しに向けた対応方針

令和 5 年 8 月 30 日  
原子力規制庁

### 1. 趣旨

本議題は、型式指定の変更承認申請の審査をする過程において、関係する原子力規制委員会規則の規定について課題が判明したことから、当該課題に対する今後の対応方針について了承を諮るものである。

### 2. 本件に関する経緯

今般、原子力規制委員会は、三菱重工業株式会社（以下「三菱重工」という。）から、使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式指定の変更承認申請（令和 5 年 4 月 3 日申請、令和 5 年 5 月 19 日一部補正）を受理した。

本型式指定の前提となる型式証明においては、貯蔵区域における地震力を増加し、特定容器等を使用できる使用済燃料貯蔵施設の範囲を拡大する変更が承認されている（令和元年 7 月 5 日承認）。当該申請は、この型式証明の変更を受け、型式指定についても同じ内容の変更を行おうとするものである。

当該申請は現行法令に基づく適法な申請であることから、現在審査会合等において承認の基準への適合性を確認しているところであり、変更承認の要件である「その指定を受けた型式設計特定容器等の型式と同一」と認められれば、承認の手続を進めることとする<sup>1</sup>。

一方で、審査の過程において、関係法令の規定について課題があることが判明した。

### 3. 関係法令の規定について審査の過程で判明した課題

型式指定の変更承認は炉規法<sup>2</sup>では規定されておらず、原子力規制委員会規則（貯蔵規則<sup>3</sup>第 43 条の 2 の 9）で規定されている。当該規則の規定は、「指定の手続その他型式の指定に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める」とした炉規法第 43 条の 26 の 3 第 7 項の委任に基づき定められている。

原子力規制委員会規則は、法律の委任の範囲内で定めることができるものであるが、炉規法第 43 条の 26 の 3 第 7 項の委任の範囲に型式指定の変更承認に係る規定を定めることが含まれるのかは、必ずしも自明ではない。

また、審査実務から見ても、変更承認は法律上の指定を受けた型式と同一と認めら

<sup>1</sup> 原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第 120919005 号）第 24 条に基づく別表第 3、事項番号 249（貯蔵の型式指定の変更承認）において型式指定の変更承認は長官専決事項とされている。

<sup>2</sup> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 116 号）

<sup>3</sup> 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成 12 年通商産業省令第 112 号）

れる場合に限り認められるとはいえ、今回の三菱重工からの申請のように、変更承認申請であっても新規指定と同様な技術的な審査を要するものもあり、どのような内容の申請であれば新規指定又は変更承認として取り扱うのか明確になっていない。

#### 4. 規則の見直しに向けた検討の開始（委員会了承事項）

炉規法第 43 条の 26 の 3 第 7 項に規定された委任の範囲である「指定の手続その他型式の指定に関し必要な事項」の外延がどこまでか、また、技術的な審査を要するものも含む変更の中でどの範囲までを新規・変更としてとらえるべきかを改めて検討し、その検討の結果を踏まえ、必要に応じて原子力規制委員会規則の改正を行うこととする。

（別紙）型式指定の変更に関する法令の規定の構造

（参考）関連条文

(別紙) 型式指定の変更に関する法令の規定の構造

型式の指定  
(炉規法第 43 条の 26 の 3 第 1 項)

型式の指定に関する原子力規制委員会規則への委任  
(炉規法第 43 条の 26 の 3 第 7 項)

『指定の手続その他型式の指定に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める』

委任

型式指定の申請  
(貯蔵規則第 43 条の 2 の 8)

< 申請書の記載事項 >

- ①法人名、住所、代表者の氏名
- ②製造工場の名称、所在地
- ④型式設計特定容器等の名称・型式

- ⑤型式証明の番号
- ⑥設計・製作の方法の概要
- ⑦設計・製作の方法に係る品質管理の方法等
- ⑧型式設計特定容器等を使用できる使用済燃料貯蔵施設の範囲・条件

変更の届出  
(貯蔵規則第 43 条の 2 の 10)

変更の承認の申請  
(貯蔵規則第 43 条の 2 の 9 第 1 項)

変更の承認  
(第 43 条の 2 の 9 第 3 項)

- ・承認要件は、申請に係る容器等の型式が、指定を受けた型式と同一と認められること

## (参考) 関連条文

### ◎核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号） 抄

#### (使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明)

第四十三条の二十六の二 原子力規制委員会は、申請により、使用済燃料の貯蔵に使用する容器その他の使用済燃料貯蔵施設に係る器具のうち原子力規制委員会規則で定めるもの（以下「特定容器等」という。）の型式の設計について型式証明を行う。

- 2 原子力規制委員会は、前項の申請があつたときは、その申請に係る特定容器等の型式の設計が第四十三条の五第一項第三号の基準（技術上の基準に係る部分に限る。以下この条において同じ。）に適合すると認めるときは、前項の型式証明をしなければならない。
- 3 その型式の設計について型式証明を受けた者は、当該型式の特定容器等の設計の変更をしようとするときは、原子力規制委員会の承認を受けなければならない。第四十三条の五第一項第三号の基準の変更があつた場合において、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定容器等が同号の基準に適合しなくなつたときも同様とする。
- 4・5 (略)
- 6 第一項の証明の手續その他型式証明に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

#### (使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式の指定)

第四十三条の二十六の三 原子力規制委員会は、使用済燃料貯蔵施設の安全性の増進を図るため、申請により、前条第一項の型式証明を受けた設計に係る特定容器等（以下「型式設計特定容器等」という。）をその型式について指定する。

- 2 (略)
- 3 第一項の指定は、申請に係る型式設計特定容器等が次の各号のいずれにも該当するかどうかを判定することによつて行う。
  - 一 前条第一項の型式証明を受けた設計に基づいたものであること。
  - 二 第四十三条の十の技術上の基準に適合しているものであること。
  - 三 均一性を有するものであること。
- 4 第一項の指定は、当該型式設計特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付して行うことができる。
- 5・6 (略)
- 7 第一項の指定の手續その他型式の指定に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

### ◎使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成 12 年通商産業省令第 112 号） 抄

#### (型式指定の申請)

第四十三条の二の八 型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 主たる製造工場の名称及び所在地
- 三 型式設計特定容器等の種類
- 四 型式設計特定容器等の名称及び型式
- 五 型式設計特定容器等の型式証明の番号
- 六 型式設計特定容器等の設計及び製作の方法の概要
- 七 申請に係る型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る

組織に関する次の事項

- イ 品質管理の実施に係る組織
- ロ 品質管理活動の計画
- ハ 品質管理活動の実施
- ニ 品質管理活動の評価
- ホ 品質管理活動の改善

八 型式設計特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該型式設計特定容器等を使用することができる使用済燃料貯蔵施設の範囲又は条件

2・3 (略)

(型式指定の変更の承認)

第四十三条の二の九 型式指定を受けた型式設計特定容器等の製造者等（以下「指定製造者等」という。）は、前条第一項第五号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

一～三 (略)

2 (略)

3 第一項の承認は、当該承認に係る型式設計特定容器等の型式が、その指定を受けた型式設計特定容器等の型式と同一と認められる場合に行う。

4 (略)

(型式指定に係る変更の届出等)

第四十三条の二の十 指定製造者等は、第四十三条の二の八第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2～4 (略)

◎国家行政組織法（昭和23年法律第120号） 抄

第二十六条 原子力規制委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、原子力規制委員会規則を制定することができる。